

平成28年度 佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会 議事録（要約）

日 時：平成28年12月20日

10:00～11:00

場 所：佐久市役所 南棟 3階 会議室

- 1 開 会 進行：人権同和課長
- 2 あいさつ
- 3 会議事項 議長：会長
 - (1) 「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」(案) について
 - (2) 答申(案) について
 - (3) 今後の予定
- 4 その他
- 5 閉 会

【質疑、意見】

(1) 「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」(案) について

(委 員) 12月9日に国会の参議院で「部落差別解消推進法」というものが可決・成立しました。内容について詳細なところは、まだご存知ないかと思いますが、この法律が出来たということは非常に大きな意味を持っていて、第三次総合計画を立てるにあたって非常に重要な法律だと思う。ただ、時間的なズレで、今回の計画の中では反映されていない。

そこをお願いなんです、この総合計画案の中で、「資料」がありますよね。その「資料」の中で、部落差別解消推進法の中身を入れられるか。

それか、総合計画の「概要」の、例えば「計画の位置づけ」の中に「(1) 本計画は、「日本国憲法」、「世界人権宣言」の理念を踏まえ～」とあるんですが、そのあたりに今回成立した法律について何か入れられるか。

また、「計画期間」には「なお、社会情勢や地域社会の変化などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行い、毎年、進捗状況について管理していきます。」とあるが、今回の法律には、部落差別についての教育・啓発あるいは相談活動、実態調査等の具体的な項目も入っているので、今後、1年かけて議論しながら、見直しをしていくことはできるのでしょうか。どのように考えていますか。

(事務局) 委員さんからご意見があったとおり、法律が施行されたのが12月16日と、つい先日ということで、計画を策定するにあたっては、間に合いませんでしたが、法律は成立していますので、「資料」の方で追加することは可能だと思います。

今、審議会の方でご承認いただければ、「概要」等についても法律について文言を追加させていただけたらと思います。

それと、見直しについては、計画自体はこれで始まりますが、実際の具体的な施策は、また個々に進捗管理をしていきますので、その中で、これがどのように活かされたかというのをご覧いただけたらと思います。

そのような形でいかがでしょうか。

(委員) そのような形でよろしいですね。

(委員) はい。